

令和7年度

陳 情 書

埼玉県特別支援学校PTA連合会事務局
埼玉県春日部市八丁目776-1
埼玉県立春日部特別支援学校
Tel:048-761-1991

はじめに

「埼玉県特別支援教育推進計画」に基づき、令和6年4月に、大宮商業高校、新座柳瀬高校、三郷北高校にそれぞれ開設されました。小中学校段階で心のバリアフリーを育む支援籍学習に始まり、高等学校段階でも同じ空間を共有し行事等で交流する環境ができることで、共生社会の構築に向けた取組が進んでいくことと期待しております。さらに、高等学校における通級指導により、発達障害と言われるコミュニケーションに大きな課題のある生徒の学びの環境が改善されつつあることも喜ばしいことと感じております。子供たちの学びの環境整備にご尽力いただき、感謝申し上げます。

一方で、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒数は、少子化の現代にあって増加の一途をたどっており、想定を上回る人数が在籍していることや施設の老朽化による学習環境の悪化が喫緊の課題となっております。また、医療的ケア児をはじめとする医療依存度の非常に高い幼児児童生徒の増加に伴う学びの環境の整備、保護者負担の軽減も今後ますます大きな課題となってきます。そのような中で、教員のなり手不足や出産育児に伴う休業、心身疾患による退職者の増加など教員の専門性の維持向上も大きな課題となっています。実際に、各学校でも教員の欠員が続いております。教職員の働く環境整備も子供たちの学びを支える重要な要素であることは言うまでもありません。また、夏季は熱中症のリスクが高まり屋外での運動はプール指導を含めかなり制限されている現状があります。いずれの課題も、短期間で解決することではありませんが、引き続きよろしく願いいたします。

＜＜教育委員会関係＞＞

【全障害種】

1. 学習環境の整備・充実について

特別支援学校で学ぶ児童生徒数の増加が続いています。新校の開設、高校内分校の開設、校舎の増築等の対応をしていただいておりますが、過密状態、教室不足は常態化しております。また、昭和54年の義務化前後に建設された学校をはじめ、校舎の老朽化が進んでおります。子供たちの学習環境の充実に向けて、以下のことを要望します。

- ① 児童生徒数の増加と多様な学びの環境づくりに対応する施設設備の充実に向けて、引き続き教育環境の整備をお願いいたします。トイレの老朽化で困っている学校にはリフォームを、暗証番号付きの電子ロックキーのない学校には整備を、雨漏りがしている学校には即時修繕をお願いします。また、児童生徒数の増加に伴い給食の提供が難しくなっている学校には、給食室の改修などの対応をお願いします。【特別支援教育課】【財務課】
- ② 近年の夏は異常な暑さが常態化してきており、体育館のエアコン設置が必須です。熱中症のリスクが高い中での屋外での運動は危険であり児童生徒の運動量が確保できない状況にあります。特別支援学校には、体温調節の難しい子供たちが多いため、体育館にエアコンを設置してください。地元の小中学校でも導入が進んでいます。また、感染症と熱中症の対策として、エアコンにかかる負荷が高くなり、機械の故障が頻発しております。体育館のエアコン設置、屋内プールの設置等、年々暑さが苛酷になってきている状況を踏まえ、早急に熱中症対策をお願いいたします。【特別支援教育課】【財務課】
- ③ 児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するために統廃合等で閉校となっている校舎・校地の活用は考えていないのでしょうか。県立と市立の垣根を越えて空き教室の活用を促進をお願いします。【特別支援教育課】【財務課】

2. 教職員の資質向上について

幼児・児童・生徒の障害の多様化に十分対応できる学校づくりのためには、教職員の専門性の向上、人材育成が欠かせません。しかし、経験年数の浅い教員が学校の中心的な業務を担うようになり、各学校で十分な人材育成をする余裕がなくなってきました。また、出産や子育て、介護等に伴う教員の働き方が柔軟になった一方、代替者の補充が間に合わなくなり、ますます余裕がなくなっているのが現状です。教員の働き方改革・ワークライフバランスとともに、幼児児童生徒の授業の充実が図れるよう、以下のことを要望いたします。

- ① 特別支援学校の教職員定数基準は「低年齢の子供たちに手厚く指導したい」という現場の実情に即していません。定数標準法の改正がなされない現状では、加配教員の充実と配置の増員、マネジメント支援員の配置の充実について引き続き国に働き掛けていただくとともに、県の独自施策としての加配等、各学校の教員数確保をお願いします。【県立学校人事課】
- ② 代替教員の配置がスムーズにできるよう、ハローワークや民間の派遣業者と連携するなど、教員の確保に向けた取組をお願いします。【県立学校人事課】
- ③ PT、OT、STなどを常勤として配置してください。また学校、保護者、福祉サービスとの連携を推進する中で、児童生徒に対してより専門的なアプローチができるように継続して取り組んでください。【県立学校人事課】【特別支援教育課】
- ④ 働き方改革を推進しているということですが、質量ともに教員の負担が大きいです。個に応じた指導に対応するため、先生方は自腹で教材を作成するなど金銭的な負担もあります。適正な教育費を再考願います。【特別支援教育課】

3. インクルーシブ教育システムへの理解及び支援籍学習の推進について

共生社会の実現に向けた支援籍学習は、小中学校の理解も進み参加児童・生徒の数も年々増加しています。高校内分校の設置も進み、学びの環境が充実してきていることを歓迎しております。令和6年4月より学校での合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の礎を築くためにも、インクルーシブ教育システムの構築は重要な役割を担っています。そこで以下のことを要望いたします。

- ① すべての学校種で発達障害理解のための外部専門家を特別非常勤講師として配置できるよう、非常勤講師の時間数確保のための予算化をお願いします。【特別支援教育課】【小中学校人事課】【県立学校人事課】【財務課】
- ② インクルーシブ教育システムの推進に向け、すべての学校で合理的配慮の提供がスムーズにできるような支援をお願いします。【特別支援教育課】【義務教育指導課】【高校教育指導課】【財務課】
- ③ 支援籍学習について、一日を通して交流することで、特別支援学校との違いを学んでほしいです。また、今年度の取組の具体例が知りたいです。【特別支援教育課】
- ④ 学校(小学校や中学校)によって、特別支援教育に対する温度差があるように感じます。指導法や地域とのつながり方のノウハウを共有するなど、特別支援学校と小中学校等が連携して地域の教育力の向上をお願いします。【特別支援教育課】【義務教育指導課】

4. 医療的ケアの充実について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援の法律」が施行となりましたが、各学校に配置されている看護教員の人数は十分とは言えず、保護者による付添いや医療的ケアの実施、校外行事等への保護者の同行も求められています。一方、各学校に配置されている看護教員が最少の人数であるために、休みを

取ることもままならない状況もあります。医療的ケアを必要とする必要なすべての幼児・児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、以下のことを要望いたします。

- ① 常勤の看護教員が、教員と別枠で必要な人数の確保ができるよう、引き続き国へ法整備等の働き掛けをお願いします。【特別支援教育課】【県立学校人事課】
- ② 看護教員や非常勤看護師がスムーズに確保できるよう、民間の訪問看護サービスや看護師派遣サービスと連携できるよう、法整備をお願いします。【特別支援教育課】
- ③ 指示書・意見書等の書類代を、就学奨励費の対象に含めていただきますようお願いいたします。また、書類の簡素化もご検討願います。【特別支援教育課】
- ④ 通学支援制度は、非常にありがたく思います。しかし、利用上限回数が全く足りないため、拡充をお願いいたします。【特別支援教育課】
- ⑤ 修学旅行など泊を伴う行事に、校内看護師による日中の同行をお願いします。【特別支援教育課】

5. スクールバスの運行について

幼児・児童・生徒が安心してスクールバスに乗車でき、安全かつ柔軟なスクールバスの運行が確保されるよう、以下のことを要望いたします。

- ① 契約内容や入札参加資格条件の見直しの時期を年度末とし、障害に対する理解が十分にあるバス運行会社、運転手・乗務員の採用を引き続きお願いします。また、採用にあたっては、年齢などの基準を設けてください。さらに、障害特性理解の研修だけでなく、具体的な支援についての研修等を実施するなどの対応もお願いします。希望する学校については、看護師が同乗するなど医療的ケア対応のスクールバスの運行をお願いします。【特別支援教育課】
- ② スクールバスのGPS機能について、位置確認の精度を向上してください。【特別支援教育課】
- ③ スクールバスの乗車時間の短縮化と共にスクールバスの増車や遮熱シートの設置など、乗車環境の整備をお願いします。【特別支援教育課】
- ④ 障害が重度重複化している中、乗車率の高い路線については、昨年度以上に介助員の増員をお願いします。【特別支援教育課】
- ⑤ スクールバスの乗車時間が長く児童生徒の負担が大きいです。乗車時間の短縮という観点から現在学区外を走ることは不可であるが、一部学区外を走ることを良いとするなど、柔軟なバス路線の設定を認めていただけるようお願いいたします。【特別支援教育課】

6. 特別支援教育におけるICT活用について

コミュニケーションに課題のある児童生徒や行動制限のある児童生徒にとって、ICT環境の整備は学びを深めるうえで非常に有効です。小中学部での一人一台端末の整備、高等部段階でタブレット購入費用が就学奨励費の対象となったことで、学校のICT環境も充実してきました。そこで、ICT活用について以下のことを要望いたします。

- ① 校内でICTに明るい教員が中心となって進めています。通常業務のほかにICT関係の業務負担が非常に大きくなっています。また、新たなシステムが導入されていく中で、システムの概要を理解している専門家がいない状況で、対応が遅れていくことが予想されます。ICT専門の担当者の配置をお願いいたします。【ICT教育推進課】【特別支援教育課】
- ② 学校からの連絡手段として、利便性等の理由から一斉配信メールを使用する学校が多くなりました。メールシステムの導入を各校に委ねるのではなく、県として利用料の予算化をして導入していただけるようお願いいたします。【ICT教育推進課】【特別支援教育課】
- ③ 学校内のネット環境が悪いため、付き添いの際緊急や必要な連絡が取れず、またPTAなど会議や話し合いの際、必要な情報の検索も出来ない事から、学校内にも家族が利用できるWi-Fiの設置をしてください。【ICT教育推進課】

その他

- ① 災害に対する備えとして、各課と連携して支援内容を提供していただくようお願いいたします。特に、障害児・者が避難する際に特別な支援ができる避難場所としての整備をお願いいたします。あわせて、備蓄等の防災対策を予算化し、非常用の食料や物品を整備してください。【特別支援教育課】【障害者福祉支援課】
- ② 医療的ケア児等で人工呼吸器等を使用している場合、災害時電源がないことが生命に直結する。避難所等における県としての見解を伺いたい。【特別支援教育課】【障害者福祉支援課】
- ③ 特別支援学校の決定方法が現在中学校の学区により決定されていて、自宅からより近い特別支援学校があるのに通えない現状です。自宅から一番近い特別支援学校を選択できるように柔軟な対応をお願いいたします。【特別支援教育課】
- ④ 障害のある子どもたちが性被害にあった際に、自分で被害などの状況を説明することが困難な場合があります。結果として、警察から本人や保護者が望む対応が得られないこともあります。教育局より、埼玉県警に対し、このような状況を伝えていただき、本人・保護者から訴えがあった際には、障害の状況を鑑みながら丁寧な対応をしていただけるよう御依頼いただけるようお願いいたします。【特別支援教育課】【障害者福祉支援課】
- ⑤ 学校医の検診で、女子生徒に対応する婦人科の医師がいると生理時の相談がしやすく御検討願います。【特別支援教育課】

【視覚障害特別支援学校】

1. 寄宿舎生活を支える人員の確保・充実について

埴保己一学園の児童生徒の通学には、全県学区ゆえの遠距離・長時間という一般的な大変さのみならず、視覚をはじめとした様々な障害により一層の困難を伴っています。そのため、多くの児童生徒が寄宿舎を利用しています。また、どの舎生も入舎後は寄宿舎生活を通じてお互いに切磋琢磨し、大きな安心感と学びの機会を得ています。しかし、現在の寄宿舎は老朽化が進んでおり、壁、屋根、床、部屋の間取り等、環境の改善を必要としています。また、現在の寄宿舎指導員の体制では、宿泊希望者全員を希望どおり受け入れられる状況にありません。今年度は65名の児童生徒が入舎していますが、指導員数の不足のため、遠方に居住し通学が困難な児童生徒であっても、希望どおりの舎泊ができず、他の日は多くの時間を費やし、支援を受けながら登校している現状があります。

そこで、寄宿舎の環境整備について以下のことを要望いたします。

- ① 老朽化が激しい寄宿舎の改修をお願いします。(壁、屋根、床、スプリンクラー、サッシ、部屋の間取り等)【特別支援教育課】【財務課】
- ② 寄宿舎指導員の定数改善を国に働き掛けてください。また、採用試験を毎年実施し、本採用者を増やしてください。【特別支援教育課】【県立学校人事課】【教職員採用課】
- ③ 指導員の充実を優先しながらも、改善できるまでは宿直補助員の制度を継続してください。【特別支援教育課】【県立学校人事課】

2. 視覚障害生活訓練等指導者(歩行訓練士)有資格者の教員採用について

近年、教員不足が深刻になっている中、県教委は「セカンドキャリア特別選考」を令和6年度採用試験(令和5年度実施)から実施すると発表しています。

埴保己一学園には、現在、歩行訓練士の有資格者である教員が2名おり、他に特別非常勤として年間56時間指導していただいています。歩行訓練士の資格を取得できるのは、日本ライトハウス(大阪)と国立リハビリテーションセンター(所沢)の2か所しかなく、2年間の学校を離れた研修が必要です。また、この研修を受講するのは自費とのこと。

これらのことから、歩行訓練士を対象とした採用試験を実施すれば、視覚特別支援学校にとっては大変有効であるため、以下のことを要望いたします。

- ① 歩行訓練士の有資格者を対象とした教員採用試験を実施していただくようお願いします。【特別支援教育課】【教職員採用課】

【聴覚障害特別支援学校】

幼児・児童・生徒の発達段階や障害の多様化に十分対応できる環境づくりのために、聴覚障害教育に携わる教職員の専門性の向上、関係機関との連携、施設の老朽化に伴う改善策が不可欠と考えます。そのため、以下の事項を要望いたします。

1. ろう学園に携わる教職員の専門性向上について

- ① 日本手話を第一言語とするろう者や、ろう者と聴者の両方を理解できる環境にあるCODAがいることで、ろう学園に在籍する児童生徒の多様なニーズにこたえることができる教職員集団が構築できると考えます。専門的な知識や技能を持っている教職員の積極的な採用と配置をお願いします。【県立学校人事課】【教職員採用課】
- ② 教員の専門性の向上及び質の維持を狙いとし、児童生徒がより良い手話で学ぶための学習環境を整え、維持していくために、教員採用や人事異動について様々な検討を希望します。手話習得のための本格的な研修期間の設定を含め、ろう学園における教職員の専門性の向上を図ってください。【県立学校人事課】

2. 専任手話通訳者の配置について

- ① 現在、聴覚障害がある職員は、大宮ろう学園が26名、坂戸ろう学園が22名、計48名(休業中・特別非常勤・会計年度任用職員を含む)となっています。会議や研修会では教員も通訳業務を担いますが、新転任者が手話を習得するまでの授業通訳(通年)、個別相談や保護者面談、生徒指導において、専任手話通訳者が一人で1時間以上継続して業務を遂行することが常態化しています。聴覚障害教職員の採用をすすめると共に、各校2名以上の手話通訳士の加配をお願いします。【県立学校人事課】【教職員採用課】
- ② 児童生徒に向けた手話通訳の需要が増し、校内では自立活動における卒業生や企業関係者の講演会、校外では社会科見学、職場見学、支援籍学習は必要不可欠となっています。修学旅行は、現地での手話通訳ガイドが実現すれば、児童生徒の学びがより一層深まります。また、引率者の手話力が不十分なケースも多く、そのため、専任手話通訳者の活用と外部手話通訳者派遣を併用すれば、情報保障環境が一層充実するため、今後の手話通訳者人員確保のために、しっかりと身分保障を希望します。待遇については県情報センターに準ずることが好ましいです。専任手話通訳者の泊を伴う校外行事の同行や、現地の手話通訳ガイド費用の予算化をお願いします。【特別支援教育課】【財務課】

3. 手話通訳者の派遣及び電話リレーサービス及び遠隔手話通訳サービスの活用について

- ① 教育委員会協賛など運営に関わっている試合や大会などで情報保障について配慮が必要です。例えば、開会式や閉会式などに、あらかじめ県や市から通訳派遣をお願いします。【特別支援教育課】【スポーツ振興課】【保健体育課】
- ② ろう学園には専任手話通訳がいますが、専任通訳者が保護者面談や会議等で不在時に、電話による手話通訳を必要とすることが多々あります。特に担任が聴覚障害者の場合、保護者との電話でのやり取りが至難であります。電話リレーサービスという、聴覚障害者当事者との電話において手話通訳や文字通訳が介入するサービスがあります。電話リレーサービスは、月額料と従量による課金によって使用が可能です。また、遠隔通訳サービスは、サービス利用時間帯を予約することで送られてくる派遣通知書に掲載されているQRコードを読み取って、タブレット画面の通訳者を利用して、保護者面談等を行うことができます。このサービスを利用するにあたり、法人契約の手続きが必要です。この契約、使用に向けて、聴こえる職員と同様に、聴こえない職員が自分の業務遂行のために必要不可欠な保障サービスの設置をお願いします。【特別支援教育課】

4. 保護者対象手話講習会の充実について

- ① 現在、特別支援教育課主催保護者対象手話講習会は、各校を会場に入門・初級編を年1回開催しています。参加者から、複数回継続して学べる手話講習会の希望が上がっています。乳幼児教育相談の保護者も積極的に参加する状況となっていることから、埼玉県聴覚障害者協会と共催で、学期に1回以上、中級以上の手話講習会を開催してください。【特別支援教育課】

5. 防犯対策における設備(校門の鍵、監視カメラ等)

- ① 聴覚支援学校の校門は道路に面しており、車両が校内へ乗り入れるたびに、一時的に公道に停車する必要があり、道路利用者の方々から苦情が寄せられている状況です。加えて、乳幼児教育相談のために学校を訪問されるご家庭も多く、そのたびに校門の開閉作業が必要となり、公道上での一時停車が発生しています。これは歩行者の妨げとなるだけでなく、後続車の通行の妨げにもなっております。このため、大宮ろう学園の校門は常時開錠せざるを得ない状態となっています。しかしながら、この常時開錠状態は、不審者の侵入を容易にするというセキュリティ上の問題と、交通事故を誘発する可能性があるという安全上の問題を抱えております。児童生徒および市民の安全確保のため、校門の内側に新たな門を設置すること、内門に監視カメラを設置することを強く要望いたします。【特別支援教育課】【財務課】
- ② 校門が常時開錠されていることに加え、各棟の玄関もまた常時開錠されている状態です。職員玄関には事務室が併設されており、来校者の出入りを常に確認できる体制となっておりますが、職員玄関は校門から離れた位置にあるため、不審者が職員玄関を経由せずに他の玄関から侵入するリスクが高い状況です。これは、不審者の侵入を容易にし、児童生徒や教職員の安全を脅かす重大な懸念となります。つきましては、不審者の侵入を未然に防止するとともに、万が一の侵入があった際にも早期に検知できるよう、各玄関に監視カメラを設置することを強く要望いたします。【特別支援教育課】【財務課】

6. 電子黒板の導入

- ① 聴覚障害児の指導において視覚情報の活用はとても重要です。授業においてICT機器の活用が定着し、学習環境が整備されつつあります。しかしながら、現状では資料をモニターに表示するには教員が手元の端末を操作する必要があり、直感的な指導ができているとは言い難い状況にあります。そこで幼児児童生徒の視線を切ることなく、画面に触れることで操作できる電子黒板が必要になります。昨年(令和6年)開催された第58回全日本聾教育研究大会(東京大会)ではすべての教室に電子黒板が設置され、効果的に学習指導が行われている様子を視察しました。また、坂戸市内の小中学校には全学級に電子黒板が設置されています。このことから同じ坂戸市内で学習する本校の幼児児童生徒に対して地域内での格差が生じないように環境の整備が急務であると考えます。このことを踏まえ、聴覚特別支援学校の全教室に電子黒板の整備を早急にお願いします。【特別支援教育課】【ICT教育推進課】【財務課】

【肢体不自由特別支援学校】

1. 医療的ケアについて

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、早急に医療的ケアを必要とする児童生徒の環境を整えるとともに、保護者の付き添い等の負担軽減を強く要望いたします。

- ① 一定の条件を満たす場合に、福祉タクシーを利用して通学した際の通学費用を特別支援教育就学奨励費の支給対象にいただいていることや、令和5年度4月より、通学(登下校)に際して、スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に、同乗する看護師の費用を県に支援いただく通学支援の事業を実施していただけていますことに感謝申し上げます。同時に、看護師が同乗することで、医療的ケアがあってもスクールバスに乗れるよう、児童生徒の通学環境のさらなる改善に向けて取り組んでください。【特別支援教育課】
- ② 文科省では給食を「学校における食育の生きた教材」と位置付けています。給食のミキサー食を経管や胃ろうからのショット注入をできるようにしてください。また、担任による実施ができるようにしてください。併せてモデル事業の選定基準や経過、結果の検証などについての報告の公開を希望します。【特別支援教育課】
- ③ 毎年、医療的ケア児についての保護者待機や負担の軽減の要望が多数あります。埼玉県特別支援教育推進計画の施策15、医療的ケアが必要な子供への対応について、主な取組として、医療的ケア実施体制の充実、市町村教育委員会への助言・支援とありますが、令和4～5年度の達成状況について教えてください。令和6年度、7年度の具体的な計画、目標についてもお願いします。【特別支援教育課】
- ④ 人工呼吸器を使用している児童生徒の保護者の付き添いを減らしてください。「人工呼吸器を装着して県立特別支援学校に通学する幼児・児童・生徒の対応についてのガイドライン」の策定・実施をしていただけていることに感謝しております。常時、保護者校内待機がゼロになるように、継続して検討をお願いします。【特別支援教育課】

2. 学校施設の充実及び過密解消

児童生徒数及び医療的ケアや人工呼吸器を装着した児童生徒の増加や校舎の老朽化等に伴い、過密解消と設備の充実をお願いします。

- ① 児童生徒数の増加に伴い、教室不足により特別教室を教室に転用するなど、学習環境が悪化している現状があります。新しい学校の設置や施設・設備が充実するよう改善を図ってください。【特別支援教育課】【財務課】
- ② 肢体不自由のある児童生徒が乗降時に雨に濡れることで、健康面や機械などに大きな影響を及ぼすこともあることから、学校の送迎場所に屋根を付けるなど、施設の改善をお願いします。【特別支援教育課】【財務課】

【知的障害特別支援学校】

1. 環境の整備について

特殊教育の義務化と同時に開校した学校が多い一方で、特殊教育から特別支援教育へと変わり、対象となる児童生徒が増加しております。建物の老朽化や教室不足の解消として、校舎の改築や増築、高校内分校の開校、新校の開校などの対応がされていますが、まだまだ特別教室を普通教室へ転用し使用している学校が多く、教室不足が解消されたとは言い切れません。引き続き、環境の整備の観点から、以下のことを要望いたします。

- ① 学校の実態から一般学級と重複学級が一つの教室を間仕切りして、使用している状況があります。また、スクールバスの乗車時間が片道1時間15分かかっているケースもあります。教室不足改善のための取組は進んでいますが、必要な地域に必要な規模の新たな特別支援学校の開校や校舎の増築等、教室不足解消とスクールバス乗車時間短縮への取組を引き続きお願いします。【特別支援教育課】【財務課】
- ② 埼玉県教室不足解消の一環で行った校舎増設に伴い、校庭が手狭になり子供たちの活動場所が少なくなっています。各学校で工夫しながら使用しているのが現状です。校地拡大など解決策の検討をお願いします。グラウンドの遊具についても老朽化等で使用ができなくなっている学校もあります。整備していただくようお願いします。【特別支援教育課】【財務課】
- ③ 重複障害児のために、知肢併設の特別支援学校の設置を検討してください。【特別支援教育課】
- ④ 知的障害特別支援学校の児童生徒数増加による過密解消は、喫緊の課題です。特別教室、図書室、会議室等を教室の転用していますが、これ以上は難しいです。新たに開校するか、閉校した学校を利用することができないのかお考えをお聞かせください。【特別支援教育課】

≪教育委員会以外≫

1. 放課後等デイサービス・卒業後に利用できる新規事業について

放課後等デイサービス及び児童発達支援事業については、年々事業所も増えて利用しやすくなりました。引き続き、障害児の生活を学校と家庭以外に支えられる仕組み作りをお願いします。また、卒業後に利用できる支援事業が限られてしまい、本人や家庭のサポートが十分でない状況にあります。さらに、医療的ケアを必要とする重症心身障害児童生徒が利用できる施設はまだ不足しています。そこで以下のことを要望いたします。

- ① 卒業後の生活サポートについて、夕方の生活のさらなる充実に向けた支援をお願いします。放課後等デイサービスについては、受け入れ時間の延長や入浴などのサービス拡張をお願いします。【障害者支援課】【障害者福祉推進課】
- ② 誰もが住みやすい地域社会の構築に向けて、各市町村への支援を引き続きお願いします。また、グループホームの設置の推進を引き続きお願いします。【障害者支援課】【地域包括ケア課】
- ③ 障害程度が重度の幼児・児童・生徒の生活支援について、医療的ケアの対応が可能な放課後等デイサービス事業所や日中一時支援事業所の拡充に向けた支援をお願いします。どのような障害のある子どもでも利用できる放課後等デイサービス、保育所等の施設を増やしていただくようお願いいたします。車椅子の送迎も増やしてください。また、放課後デイの情報を出していただけますようお願いいたします。【障害者支援課】【地域包括ケア課】
- ④ 放課後等デイサービスの利用者負担の格差是正をお願いします。算定の基礎となる段階を増やしてください。【障害者支援課】

2. 生活、負担軽減について

生活の負担軽減のために、以下のことを要望いたします。

- ① 障害児・者が通院しやすい歯科、眼科、耳鼻科、心療内科等の医療的な環境整備について、医療従事者への障害者理解の啓発と併せ、埼玉県医師会にも働きかけをお願いします。また、オンライン診療の発展に伴い、心療内科等の直接受診でなくとも対応可能なものについて拡充をお願いします。【医療整備課】
- ② 光熱費や物価の高騰により、経済的負担が非常に大きくなっています。最低賃金が引き上げられましたが、物価高騰に追いついていない状況です。引き続き、補助や助成金の支給範囲の拡大をお願いします。また、特別児童扶養手当等、地域格差を是正してください。県として、家庭の負担軽減についてどのような対策を進めていくのか、具体的な内容を教えてください。【障害者福祉推進課】【障害者支援課】【こども政策課】
- ③ 保護者の事情や体調不良時に、介助もしくは福祉タクシー利用した場合、補助金を出していただけるようお願いします。他に利用できる社会資源や相談窓口があれば、教えてください。【障害者福祉推進課】【障害者支援課】
- ④ 車椅子や装具等の購入について、申請してから支給決定までに時間が掛かり過ぎている現状を解消してください。【地域包括ケア課】
- ⑤ 相談支援事業はあるものの実態はキャパオーバーでほとんど活用されていません。計画策定支援、各支援施設との調整まで対応できていない状況です。実態を把握したうえで、委託先を増やしたり、報酬を増やして人手不足解消に努めていただくようお願いいたします。また、相談支援員の研修の充実についてですが、年間どのくらい育成されているのか教えてください。毎年定員が埋まってしまうので受講枠を増やしていただくようお願いいたします。【障害者支援課】
- ⑥ ヘルプマークは以前、プラスチック素材に変更になったが、子供の安全面を考えると以前のラバータイプに戻していただきたいです。【障害者支援課】

3. 障害者の進学・就労について

障害者の進学・就労について、以下のことを要望いたします。

- ① 卒業後、専門学校、大学等への進学、一般就労、福祉的就労等、障害の状況や個人の課題に応じて進路選択が柔軟にできるよう、各種学校、企業、事業所等への働きかけをお願いします。
【障害者支援課】【雇用労働課】
- ② 就労後、職場環境になじめず人間関係でつまずき離職するケースが多くなっています。引き続き、就労後の支援の継続と相談窓口の充実をお願いします。【障害者支援課】【雇用労働課】
- ③ 障害者雇用総合サポートセンター等の企業への働きかけから、障害者の採用枠の更なる拡大をお願いします。【雇用労働課】
- ④ 県の公共施設等での障害者の採用を引き続きお願いします。また、送迎についても対応してくださるようお願いいたします。【総務課】【人事課】

4. 地域環境整備について

地域環境整備について、以下のことを要望いたします。

- ① 駅の点字ブロック、ホームドア、エレベーター、スロープ等のユニバーサルデザイン化の対応について、鉄道事業者等に対しての働きかけを引き続きお願いします。【交通政策課】
- ② 点字ブロックの老朽化している部分、また未だ整備不十分な場所が多々あります。危険回避のため引き続き整備をお願いします。【道路環境課】
- ③ パーキング・パーミット制度(埼玉県思いやり駐車場制度)を周知・普及させてください。【福祉政策課】
- ④ 車椅子利用者用駐車区画の狭いところがあり、スロープを出せないため改善してください。【福祉政策課】
- ⑤ 学校周辺の通学路に歩道がない道路があり、自主通学をしている児童生徒が危険な状況にあります。学校周囲の歩道の整備をお願いします。また、あわせて県道の除草をお願いします。
【道路街路課】
- ⑥ 外出して子供のトイレに困ることがあります。1人で入って流す場所がわからず諦めて出てくることもあります。自動で流れたり、音声案内があったりすれば良いですが、公共施設のホームページや案内にトイレの仕様(レバーのタイプや場所)が載っているとありがたいです。また、親と入れる多目的トイレを増やしてほしいです。【福祉政策課】
- ⑦ 公共のプールやトイレに障害者用の更衣室が必要になることもあり苦慮しています。障害者用の更衣室の設置についてよろしくをお願いします。

5. 人工内耳について

- ① 人工内耳の新規購入補助金を出してください。【福祉政策課】